

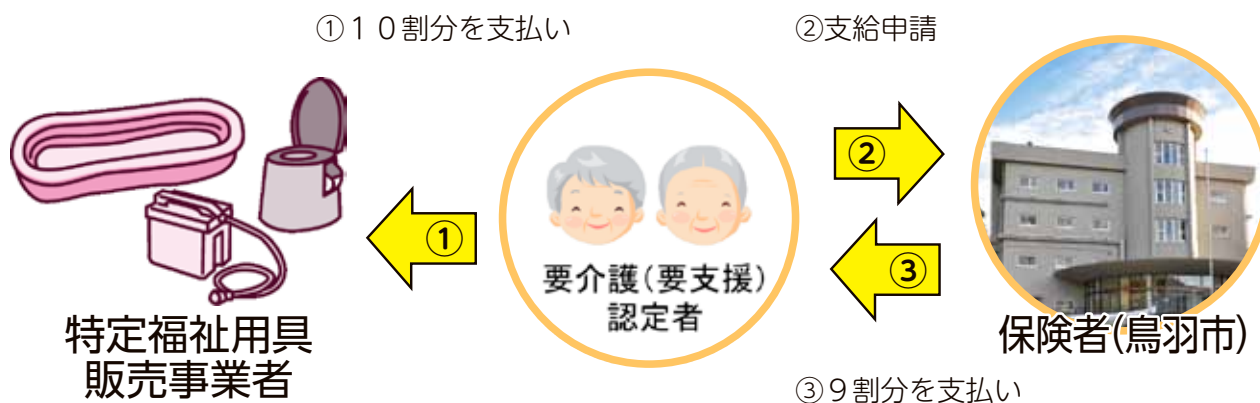
介護保険福祉用具購入費受領委任払いについて

介護保険制度における要介護（要支援）認定を受けたかたが、福祉用具を利用することで日常生活上の便宜を図り、可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、福祉用具購入を行ったときの給付金の支給について、これまでの償還払いによる方法か受領委任払いによる方法かのどちらかを選べるようになります。

健康福祉課介護保険係 ☎ 25 1186

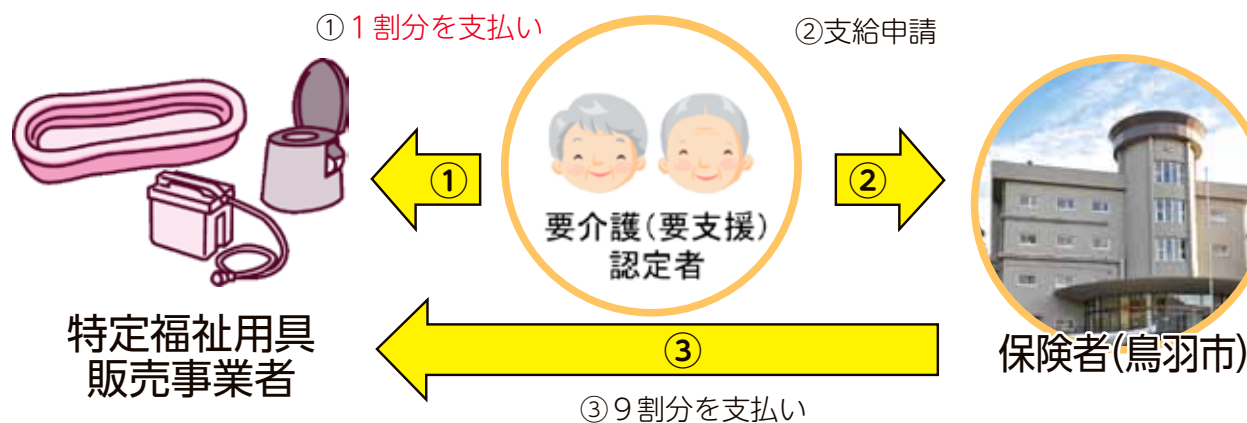
償還払い

福祉用具購入にかかった費用を、要介護（要支援）認定者がいったん事業者に全額支払い、その後に市から福祉用具購入費支給対象額の9割分を要介護（要支援）認定者に支払います。



受領委任払い

福祉用具購入にかかった費用を、要介護（要支援）認定者が事業者に1割分支払い、残りの9割分は利用者の委任に基づき、市から事業者を支払います。



【受領委任の要件】

- ◆本市の介護保険被保険者で要介護（要支援）認定を受けているかた
- ◆介護保険料に滞納がないこと
- ◆事業者が特定福祉用具販売指定業者であり、かつ受領委任払いについて同意していること

福祉用具購入を希望されるかたは、利用者ごとに個別の福祉用具サービス計画が必要となりますので、事前に担当ケアマネジャーや福祉用具専門相談員または介護保険係に相談してください。

※介護保険を利用するには、要介護（要支援）認定が必要となります。

要介護（要支援）認定のないかたで、認定申請をしたいかたは介護保険証を持参の上、介護保険係（市民文化会館1階）・保健福祉センターひだまり・各連絡所のいずれかへお越しください。